

## 上郡町公用自動車リース契約業務 仕様書

### 1 車種及び台数

- (1) 軽四乗用自動車 1 台
- (2) 軽四貨物自動車 1 台

### 2 リース期間

- (1) 乗用車 令和 8 年 12 月 1 日～令和 15 年 11 月 30 日までの 84 か月
  - (2) 貨物車 令和 8 年 12 月 1 日～令和 14 年 11 月 30 日までの 72 か月
- なお、車両登録日から土日祝を除く 5 日間以内に納車すること。

### 3 車両の管理及び保守

受注者は、常時正常な作動状態を保持し、十分に機能が働くよう納入車を維持管理するとともに、各種の点検を行ったときは、速やかに発注者に報告するものとする。また、発注者は善良な管理者の注意義務をもって車両を管理するものとする。

### 4 車両の詳細な仕様及び装備等

別紙 1 「上郡町公用自動車リース契約業務詳細仕様書」のとおり。

### 5 特記事項

- (1) 納車時に、リース車両の装備・機能・作動状況について、担当者の確認を受けること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項であっても、リース車両の使用について必要な事項は、発注者と協議のうえ対応するものとする。
- (3) リース料は月ごとに支払うものとし、受注者は毎月分のリース料を翌月初めに発注者に請求し、発注者は請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。
- (4) 請求書は、一括とせず車両ごと別々に作成すること。ただし、同じ封筒に同封して送付することは可とする。
- (5) この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、発注者はこの契約を変更し、又は解除することができる。
- (6) 本件契約は契約書の作成を要する。また、契約書の様式及び契約内容は契約締結前に発注者受注者協議により調整するものとする。

## 上郡町公用自動車リース契約業務詳細仕様

## 1 諸元

下表のとおり。

| 車種       | (1) 軽四乗用自動車                      | (2) 軽四貨物自動車                      |
|----------|----------------------------------|----------------------------------|
| サイズ      | 全長3400mm以下・全幅1480mm以下・全高1600mm以下 | 全長3400mm以下・全幅1480mm以下・全高1700mm以上 |
| 形状       | セダンタイプ                           | バンタイプ                            |
| 燃料       | ガソリン                             | ガソリン                             |
| ミッションタイプ | A T                              | A T                              |
| 車体色      | 白色                               | 白色                               |
| 乗車定員     | 4人                               | 4人                               |
| 想定走行距離   | 約600Km/月                         | 約500Km/月                         |

## 2 装備及び付属品

- (1) エアコン
- (2) 全席フロアマット
- (3) ドアバイザー
- (4) パワーウインドウ
- (5) AM/FM ラジオ
- (6) ドライブレコーダー及び記録用外部メディア SD カード等  
 ※2つのカメラにより前後が撮影でき、SD カード等の外部メディアに記録する方式のもの  
 ※外部メディアのデータ保存容量は128GB程度とする
- (7) スタッドレスタイヤ（スチールホイール付）

## 3 諸経費

次の費用は、受注者の負担とする。

- (1) 登録納車諸費用
- (2) 自動車税（全期間）
- (3) 自動車重量税（全期間）
- (4) 自賠責保険料（全期間）
- (5) リサイクル料

## 4 受注者が実施すべきメンテナンス

受注者は、次に掲げるメンテナンスを実施し、費用は受注者の負担とする。

- (1) 継続検査（車検）
- (2) 法定点検及び6か月に1回以上のスケジュール点検
- (3) 一般整備・故障修理
- (4) 一般消耗品の交換
- (5) オイル等油脂類の交換（エレメント交換含む）
- (6) パンク修理
- (7) バッテリーの必要回数の交換（バッテリー液を含む。）
- (8) タイヤの必要本数の交換（スタッドレスタイヤ含む）

#### 5 受注者が実施するメンテナンスにおける留意事項

- (1) 点検・整備等を実施する場所は、地方運輸局長から認定を受けた認定工場のうち、受注者が指定する工場（上郡町内に所在するものに限る。）とする。
- (2) 実施すべき点検・整備等が軽微なものである場合には、受注者の指定する整備士を発注者の指定する場所に派遣し、実施することができる。
- (3) スタッドレスタイヤはシーズンごとに履き替えを行うこと。
- (4) メンテナンス実施時には代車の提供を要しないものとする。

#### 6 その他

- (1) 受注者の責めに帰することができない事由により納車が遅延した場合は、受注者は、遅延損害金を請求しないものとし、また、必要に応じてリース期間を変更する契約変更を行うものとする。
- (2) リース車両は、当リース契約業務において初年度登録を行う車両であること。
- (3) 本町所有の下記車両を引き取り、適正に処分すること。

|                    | 車両（1）        | 車両（2）        |
|--------------------|--------------|--------------|
| 車 種                | 三菱 ミニカ       | スズキ エブリイ     |
| 車両番号               | 姫路480 き 8502 | 姫路480 け 9332 |
| 初年度登録              | 平成21年6月      | 平成23年5月      |
| 走行距離<br>R8.6.30 現在 | 116,451 km   | 82,494 km    |
| リサイクル券             | あり           | あり           |